

新旧対照表

新

高知県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号。次条において「条例」という。）第23条の規定に基づき、高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が管理する公文書の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

（実施機関が定める者）

第2条 条例第6条第1項第2号ウの実施機関が定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 警部補以下の階級にある警察官
- (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査に関する業務に従事する警部補相当職以下の次に掲げる職員
  - ア 被害者支援に従事する職員
  - イ 暴力団等排除、人身安全関連事案等各種相談を受理する業務に従事する職員
  - ウ 高圧ガス等の危険物及び銃器犯罪事犯の捜査に関する業務に従事する職員
  - エ 警察用航空機又は警察用船舶の乗務員
  - オ 少年補導職員
  - カ サイバー犯罪の捜査に従事する職員
- キ 捜査資料の整理、分析、調査等に関する業務に従事する職員
- ク 犯罪手口捜査に関する業務に従事する職員
- ケ 特殊装備品の管理運用等に従事する職員

旧

高知県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号。次条において「条例」という。）第23条の規定により、高知県公安委員会（第3条において「公安委員会」という。）が管理する公文書の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

（実施機関が定める者）

第2条 条例第6条第1項第2号ウの実施機関が定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 警部補以下の階級にある警察官
- (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査に関する業務に従事する警部補相当職以下の次に掲げる職員
  - ア 被害者対策に従事する職員
  - イ 暴力相談、ストーカー、悪質商法等各種相談を受理する業務に従事する職員
  - ウ サイバー犯罪（コンピュータ技術又は電気通信技術を悪用した犯罪をいう。）の捜査に従事する職員
  - エ 警察用航空機又は警察用船舶の乗務員
  - オ 少年補導職員
  - カ 覚せい剤等薬物及び生活経済事犯の捜査に関する業務に従事する職員
- キ 捜査資料の整理、分析、調査等に関する業務に従事する職員
- ク 犯罪手口捜査に関する業務に従事する職員
- ケ 特殊装備品の管理運用等に従事する職員

- コ 外国人被疑者の取調べ等の通訳業務に従事する職員
- サ 鑑識又は鑑定業務に従事する職員
- シ 交通巡視員
- ス 交通事故事件現場の写真を図化する業務に従事する職員  
(その他の事項)

第3条 公安委員会が管理する公文書の開示等については、前条に定めるもののほか、知事が管理する公文書の開示等に関する規則（平成2年高知県規則第21号）の規定の例による。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、公安委員会が管理する公文書の開示等に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の高知県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則第2条第2号の規定は、この規則の施行の日以後に作成し、又は取得した公文書について適用し、同日前に作成し、又は取得した公文書については、なお従前の例による。

- コ 外国人被疑者の取調べ等の通訳業務に従事する職員
- サ 鑑識又は鑑定業務に従事する職員
- シ 交通巡視員
- ス 交通事故事件現場の写真を図化する業務に従事する職員  
(公文書の開示等)

第3条 公安委員会が管理する公文書の開示等については、この規則に定めるもののほか、知事が管理する公文書の開示等に関する規則（平成2年高知県規則第21号）の規定の例による。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、公文書の開示等に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。